

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く。))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成29年2月1日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 新居田 滝人

○第7号

1 業務概要

(1) 品目分類番号 42

(2) 業務名

北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務

(3) 業務内容

北青山三丁目地区再開発施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。

- ① 行政協議、周辺街区協議に係る資料作成及び支援等業務
- ② 隣接区域に係る設計調整資料作成等業務
- ③ 権利者合意形成に係る設計資料作成等業務
- ④ 基本設計
- ⑤ 施工計画資料作成等業務
- ⑥ 民間事業者公募に係る資料作成等業務
- ⑦ 目標工事費算定設計
- ⑧ 目標工事費算定に係る積算業務

(4) 履行期限 契約締結日翌日から平成31年6月28日(予定)

(1次指定) 建築設計、設備設計及び土木・造園設計の目標工事費算定に係る積算業務を除く全ての業務の完了

契約締結日翌日から平成30年12月26日(予定)

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号)第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
- ② 当機構の東日本地区における平成27・28年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。

- ③ 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥ 元請として受注し、平成18年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ及び業務Ⅱの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50%以上のものとする。

I 最高高さ125m以上かつ、延べ床面積100,000㎡以上の複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務

II 市街地再開発事業に係る建築設計業務

（「複合用途の建築物」とは、事務所と他用途との複合建築物で床面積の50%以上が事務所であるものとする。）

（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に定める事業をいう。）

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年2月1日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、東日本都市再生本部長から北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号) その他の登録規程に基づく登録状況
- (2) 専門分野別の技術職員の状況
- (3) 業務の実績
- (4) 配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容
- (5) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、指定する業務の実績の内容
- (2) 業務実施計画
動員計画、工程計画の妥当性
- (3) 業務実施方針及び手法
説明書の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性
- (4) 評価テーマに対する技術提案の内容

提案の的確性、独創性、実現性

5 手続等

(1) 担当本部等

〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー13F

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理チーム

電話03-5323-0469

F A X 03-5323-0625

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書の交付を希望する場合は、配付のほか、宅配便着払いにて送付する。

① 配付の場合

[交付期間]平成29年2月1日から平成29年5月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

[交付場所]〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1

新宿アイランドタワー13F

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業企画部事業企画統括グループ

電話03-5323-0960 F A X 03-5323-0989

② 宅配便着払いにて送付の場合

申込書をF A Xにて下記の期間に送付し、申し込むこと。（書式については、独立行政法人都市再生機構ホームページに掲載されている掲示文を参照）（送料は交付申込者の負担とする。）

事業企画部事業企画統括グループにてF A X受領後、購入申込書を独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者「株式会社ブルーホップ」（以下「コピーセンター」という。）に回付した時点で、申込者とコピーセンターとの間で説明書販売契約が成立するものとする。

コピーセンターは、F A X受領後、3営業日後（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない。）までに、説明書が申込者に到着するように発送する。

3営業日を過ぎても説明書が到着しない場合は、事業企画部事業企画統括グループに電話にて確認すること。

[交付期間]平成29年2月1日から平成29年5月8日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時（ただし、正午から午後1時の間は除く。）まで。

[申込先]独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者 株式会社ブルーホップ

[送信先]F A X 03-5323-0989（注 この番号は、事業企画統括グループのF A

X番号)

[問合せ] 〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6—5—1
新宿アイランドタワー13F
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業企画部事業企画統括グループ
電話03-5323-0960

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

[提出期限]平成29年2月24日(金)午後4時まで

[提出場所] 〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6—5—1

新宿アイランドタワー13F

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業企画部事業企画統括グループ

電話03-5323-0960 F A X03-5323-0989

[提出方法]あらかじめ提出日時を連絡のうえ持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

[提出期限]平成29年5月8日(月)午後4時まで

[提出場所]上記(3)に同じ。

[提出方法]上記(3)に同じ。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (5) 2(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6) 詳細は説明書による。
- (7) 情報公表の拡大

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する

法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがありますので、ご了承ください。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ・当機構との間の取引高
- ・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、又は3分の2以上

- ・1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- ・契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

(8) 本業務の受注者（設計共同体の各構成員、本業務に関し協力を受ける他の建設

コンサルタント業者を含む。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は製造業者は、本業務に関連する全ての建設工事の受注資格を失う。

- (9) 本事業の実施については現時点で未定であり、今後、関係者間で協議を行う予定である。そのため、関係者協議や機構の都合により契約締結時期や履行期間の変更、業務内容の変更、契約の中止を行う場合がある。
- (10) その他詳細は説明書による。

7 Summary

- (1) Classification of the services to be procured : 42
- (2) Subject matter of the contract : Design planning and basic design work, etc. relating to the Kita Aoyama 3-chome redevelopment facility building
- (3) Time-limit to express interests : 4 : 00P.M. 24 February 2017
- (4) Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00P.M. 8 May 2017
- (5) Contact point for documentation relating to the proposal : Designing & Planning Team, Project Planning Department, East Japan Urban Renaissance Office, Urban Renaissance Agency, 13thFloor, Shinjuku Island Tower Building, 6-5-1, Nishishinjyuku Shinjyuku-ku, Tokyo 163-1313 TEL 03-5323-0960

F A X 申 込 書

(別添)

独立行政法人都市再生機構 説明書交付申込書

申込日：平成 年 月 日

業 務 名 称		北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務
申 込 者	会 社 名	
	住 所 (送 付 先)	〒 —
	担当部署名 担当者氏名 連 絡 先	電話番号 — — E m a i l
そ の 他	特定の配送日を指定する場合等は、こちらにご記入ください。	

※ 資料の交付期間及び交付方法の詳細は、説明書によります。

※ 郵送資料を平日正午までにお申込みの場合は、3営業日後までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部コピーセンター受託業者
株式会社ブルーホップ

【送信先】 F A X 03—5323—0989
(注:この番号は、事業企画部事業企画統括グループのF A X番号)

【問合せ先】 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
事業企画部事業企画統括グループ
電話 03—5323—0960

競争参加者の資格に関する公示

北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成29年2月1日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 新居田 滝人

◎調達機関番号 599 ◎所在地番号 13

1 業務概要

(1) 業務名

北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務

(2) 業務内容

北青山三丁目地区再開発施設建築物の建築設計、設備設計及び土木・造園設計に係る以下の業務を行う。

- ① 行政協議、周辺街区協議に係る資料作成及び支援等業務
- ② 隣接区域に係る設計調整資料作成等業務
- ③ 権利者合意形成に係る設計資料作成等業務
- ④ 基本設計
- ⑤ 施工計画資料作成等業務
- ⑥ 民間事業者公募に係る資料作成等業務
- ⑦ 目標工事費算定設計
- ⑧ 目標工事費算定に係る積算業務

(3) 履行期限 契約締結日翌日から平成31年6月28日（予定）

（1次指定）建築設計、設備設計及び土木・造園設計の目標工事費算定に係る積算業務を除く全ての業務の完了

契約締結日翌日から平成30年12月26日（予定）

2 申請の時期

平成29年2月1日から平成29年2月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成29年2月24日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)は、平成29年2月1日から独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部総務部経理チーム(〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13F 電話03-5323-0469)において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に「北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務設計共同体協定書」(4(4)の条件を満たすものに限る。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」(平成26年10月27日官報(政府調達第201号)公示)5の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

構成員は、次の①から⑤の条件をすべて満たしていること。また、⑥については設計共同体の代表者が満たすこと。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構調達第95号)第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
- ② 当機構の東日本地区における平成27・28年度測量・土質調査・建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格について、「建築設計」の業務区分の認定を受けていること。
- ③ 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
- ⑤ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑥ 元請として受注し、平成18年度以降に契約履行が完了した業務Ⅰ及び業務Ⅱの実績を有することとし、設計共同体であった場合は出資比率が50%以上のものとする。

業務Ⅰ 最高高さ125m以上かつ、延べ床面積100,000㎡以上の複合用途の建築物の建築設計及び設備設計業務

業務Ⅱ 市街地再開発事業に係る建築設計業務

（「複合用途の建築物」とは、事務所と他用途との複合建築物で床面積の50%以上が事務所であるものとする。）

（「市街地再開発事業」とは、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に定める事業をいう。）

(2) 業務形態

① 構成員の業務分担が、業務の内容により、北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務における設計共同体の取扱いについて」（平16. 7. 1付34-14）の別紙に示された「北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務設計共同体協定書」によるものであること。

設計共同体協定書は3(1)の申請書と共に交付する「設計共同体協定書等作成の手引き」及び「設計共同体協定書（様式）」に従い作成すること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は「北青山三丁目地区再開発施設建築物に係る設計企画及び基本設計等業務△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時に、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（平成29年2月1日付東日本都市再生本部長公示）に示すところにより、技術提案書の提出者として選定されていなければならない。